件を満たすと 護保険料か

※会計年度任用職員の給与と費用弁償に関する新し い条例を作りました

要があることから、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁 ては、地方公務員法や地方自治法の規定により条例で定める必 償に関する条例を新たに定めるものです。 新たに創設された会計年度任用職員の給与や費用弁償につい

35号に関する説明を参照 ※会計年度任用職員の制度創設については、2ページの議案第

: 制定予定の条例の中にパートタイム会計年度任用職員が 公務のために出張した時の規定があるが、現状ではこれ に該当する事例があるのか。

(答): 現状の件数については把握していない!

|将来に向けて新しい過疎対策法を作るための要望を 国に行いました

がら、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月 や産業の振興など一定の成果を上げたところである。しかしな な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備 の制定が行われ4次にわたる特別措置法の制定により、総合的 条の規定により、議会として国の関係機関に意見書を提出する 新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、地方自治法第99 いく政策を確立・推進することが重要かつ必要であることから、 合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えて 末をもって失効することから、引き続き、過疎地域に対して総 過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法!

●消費税率の引き上げに伴って町内施設の使用料が変わります

社会教育課4条例)に規定する使用料をそれぞれ改正するもの です。10月1日から施行されています。 地方消費税2・2%)に引き上げられた事に伴い、本町の12の 本年10月1日から消費税率10パーセント(消費税7・8%、 (農林振興課4条例、耕地課1条例、企画調整課3条例、

条 例

護委員を適任であると答申

しました。 ^権擁護委員について、左記の方が適任であると町長に答申



所 大崎町井俣

氏 名 稲葉 正和 氏(72歳)

しました。 教育委員会委員の任期が満了となったことから、再任に同意



所 大崎町持留

名